

令和元年壮瞥町議会第4回臨時会を、次のとおり招集する。

令和元年10月4日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和元年10月10日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

- (1) 工事請負契約について
- (2) 議決事項の一部変更について
- (3) 議決事項の一部変更について
- (4) 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算(第6号)について

○応招議員(8名)

1番 菊 地 敏 法 君	3番 佐 藤 忖 君
4番 加 藤 正 志 君	5番 山 本 勲 君
6番 真 鍋 盛 男 君	7番 毛 利 爾 君
8番 森 太 郎 君	9番 長 内 伸 一 君

○不応招議員(1名)

2番 松 本 勉 君

令和元年壮瞥町議会第4回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年10月10日（木曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第69号ないし議案第72号について

○出席議員（８名）

1 番	菊 地 敏 法 君	3 番	佐 藤 忖 君
4 番	加 藤 正 志 君	5 番	山 本 勲 君
6 番	真 鍋 盛 男 君	7 番	毛 利 爾 君
8 番	森 太 郎 君	9 番	長 内 伸 一 君

○欠席議員（１名）

2 番 松 本 勉 君

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者	阿 部 正 一 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵 匡 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	齊 藤 英 俊 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
産業振興課長（兼）	木 下 薫 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	齋 藤 誠 士 君
選管書記長（兼）	庵 匡 君
農委事務局長（兼）	木 下 薫 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小 林 一 也 君

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和元年壮瞥町議会第4回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

5番 山本 勲君 6番 真鍋盛男君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

◎議案第69号ないし議案第72号

○議長（長内伸一君） 日程第3、議案第69号ないし議案第72号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） それでは、提案理由について説明させていただきます。

本日の臨時会に提出いたします議件は、議案第69号から議案第72号までの4件であります。その内容についてご説明申し上げます。

議案1ページをごらんください。議案第69号 工事請負契約について。

令和元年9月19日指名競争入札に付した、電気機械計装設備更新工事について、下記の

とおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的、電気機械計装設備更新工事でございます。契約の方法、指名競争入札でございます。契約金額、5,802 万 5,000 円。契約の相手方、新栄・堀口特定建設工事共同企業体。代表者は、札幌市中央区北 8 条西 20 丁目 2 番 15 号、新栄クリエイト株式会社代表取締役、大西一洋。構成員、有珠郡壮瞥町字滝之町 250 番地、株式会社堀口電気商会代表取締役、堀口一夫。

この工事につきましては、平成 28 年度に策定いたしました電気機械計装設備更新基本計画に基づきまして滝之町第 1 浄水場等の動力盤、計装盤、テレメーター盤などの電気機械計装設備の更新工事を行うものであります。

指名競争入札に付した業者は全部で 4 社となりますが、その内訳は 1 社が町内業者を含む特定 J V 業者、3 社が町外業者となっております。

次に、2 ページになります。議案第 70 号 議決事項の一部変更について。

令和元年 5 月 20 日第 3 回臨時会において議決を得た（議案第 46 号）工事請負契約について、下記のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求めるものであります。

契約金額中「2 億 8,512 万円」を「2 億 9,040 万円」に変更する。

この契約は、防災行政無線デジタル化整備工事に係るものとなりますが、消費税率の改定に伴うものであります。

3 ページになります。議案第 71 号 議決事項の一部変更について。

令和元年 6 月 14 日第 2 回定例会において議決を得た（議案第 59 号）工事請負契約について、下記のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求めるものであります。

契約金額中「7,521 万 1,200 円」を「7,660 万 4,000 円」に変更する。

この契約は、仲洞爺団地 3 号棟建築主体工事に係るものとなりますが、消費税率の改定に伴うものであります。

4 ページになります。議案第 72 号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第 6 号）について。

令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 41 億 3,346 万 9,000 円に歳入歳出それぞれ 458 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 3,804 万 9,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。ページは、9 ページになります。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 375 万円の追加となります。プレミアムつき商品券事業になりますが、この事業は消費税率の引き上げに伴い、低所得及び子育て世帯の消費に与える影響

を緩和するとともに、同時に地域内での消費を喚起、下支えすることを目的とした国費補助事業で、このたびの補正予算は対象者 750 人分の商品券に付与されるプレミアム分の事業費補助金を措置するものであります。

なお、本来でありますと、事業制度の趣旨から 10 月 1 日以前に事業費補助金に係る補正予算を提案すべきところでありましたが、事業の推進管理に注意が足りず、本臨時会での提案となりましたこと、深くおわび申し上げます。今後は、事業の推進管理について組織内で確認する体制を整備するなど、このようなことのないように努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 50 万円の追加となります。堆肥センター運営事業になりますが、壮瞥町堆肥センターで製造した袋詰め堆肥については販売代金の徴収及び収納業務をあらかじめ販売事業者と委託契約書を締結し、販売業務に係る委託料を支払うこととしていますが、歳出予算の計上や会計処理について改善する必要があると考えられますので、歳出予算の補正を行い、適切な会計処理に資するものであります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で 33 万円の追加となります。事務局事業となりますが、旧久保内中学校校舎等の売り払いに伴う敷地分筆測量経費の計上となります。平成 30 年度繰り越し予算において、旧久保内中学校校舎等の売却に当たり、分筆測量委託業務に係る予算 120 万円を計上していましたが、このたび事業で活用する用地の範囲が決定し、測量対象面積や筆数が増加したことに伴い予算不足が生じるため追加するものであります。

ページは、8 ページになります。歳入では、地方交付税で 33 万円の追加となります。

国庫支出金、国庫補助金、民生費補助金で 375 万円の追加となります。プレミアムつき商品券事業費補助金となります。

財産収入、財産売払収入、生産物売払収入で 50 万円の追加となります。壮瞥町堆肥センターで製造した袋詰め堆肥の売り払い代金であります。

第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略させていただきます。

以上が今臨時会に提案いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3 のうち、議案第 69 号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 69 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 70 号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 70 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 71 号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 71 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 72 号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出について、一般２ページ。

３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） 社会福祉総務費について、この補正について、その内容を理解する上で質問したいと思います。

この提案説明は、そのとおりわかるのですけれども、やはり内容を理解したいなということで、まずここで提案しております低所得者、子育て世帯、これの定義、低所得者の所得金額、どこからどこまでを低所得者としているのか、それから今回子育て世帯の対象、これも子供がどうだとかいろいろあると思うのですけれども、まず最初にその内容について説明を求めたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） 佐藤議員のご質問に対してご答弁申し上げます。

まず、低所得者とされております対象でございますが、こちらのほうは非課税世帯ということになります。また、子育て世帯につきましては、お子さんがいらっしゃる世帯のうち平成２８年４月２日以降生まれ、それから令和元年の９月３０日までに生まれたお子さんをお持ちの世帯ということになります。

以上です。

○議長（長内伸一君） ３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） わかりました。

そこで、この対象者が７５０人分の商品券に対する補正なのです。これも金額がどうだこうだでなくて理解を深める上で、この７５０人分、これを低所得者と子育て分、これに分けたらどのような対象人数といいますか、対象者はそれぞれどのようになっているのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、低所得者の対象者７００名でございます。それから、子育て世帯の対象者、こちらのほうが５０世帯ということになります。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般１ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第１表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 72 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第 6 号）については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和元年壮瞥町議会第 4 回臨時会を閉会いたします。

（午前 10 時 16 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員